

議案第3号

訴えの提起の件（議員除名処分取消等請求事件に係る控訴）

令和2年（2020年）7月2日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、次の事件の判決について、次のように控訴を提起するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議決の対象となる事項は、当該控訴のうち、原判決の議員報酬及び期末手当の支払に係る部分である。

記

1 事件番号及び事件名

令和元年（行ウ）第13号

議員除名処分取消等請求事件

2 訴訟当事者

(1) 原告

札幌市白石区在住者

(2) 被告

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

3 第一审裁判所

札幌地方裁判所

4 第一审判決の要旨

(1) 主文

ア 札幌市議会が令和元年6月21日付けで行った、原告を札幌市議会議員から除名する処分（以下「本件除名処分」という。）を取り消す。

イ 被告は、原告に対し、1094万6725円を支払え。

ウ 被告は、原告に対し、令和2年5月以降本判決確定に至るまで毎月10日限り86万円を支払え。

エ 被告は、原告に対し、令和2年6月以降本判決確定に至るまで毎年6月及び12月の各末日限りそれぞれ208万8725円を支払え。

オ 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 事実及び争点

ア 令和元年5月13日、第1回臨時市議会の本会議において、臨時議長となった原告は、議長の選挙について、各派交渉会で決定した互選によらず、立候補制で行うことを提案した。この提案に対し、異議が出されたが、原告は取り合わなかったことから、原告を除く全議員が退席し、約9時間にわたり議会が空転した。

イ 同年6月21日、第2回定例市議会の本会議において、特別多数議決により原告に対し、除名の懲罰が科された（本件除名処分）。

ウ 原告は、おおむね次のとおり主張した。

(ア) 除名処分により、有権者の投票によって当選した議員の身分を剥奪するには、よほどの事由がなければならず、懲罰事由である議員の行為と比例するものでなければならない。

(イ) 被告は、議会の裁量権の行使としての除名処分が、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、その裁量権の範囲を超える、又はその濫用により違法となると主張する。しかし、市議会議員の除名処分は、少数派に対する多数派によるものであるところ、そのような判断枠組みでは、多数派による除名処分に対して司法による救済が不可能となるから、相当性を欠く除名処分を選択することについては、議会に自律権があるというだけで議会の裁量権を正当化することはできないというべきである。

(ウ) 原告の一連の言動が懲罰事由に該当することは認める。しかし、本件除名処分は、原告の一連の言動に対して重すぎるものであり、相当性を欠く。また、仮に除名処分について議会の裁量権が肯定されたとしても、本件除名処分は社会通念上著しく妥当性を欠くから、その裁量権の範囲を超える違法なものである。

(エ) 懲罰特別委員会の内実は、議会事務局が調査した内容を所属委員が確認するというものであり、実質的な討議はされず、本件除名処分は、結論ありきであった。

(オ) 本件除名処分に賛成した会派は、投票に当たって党議拘束を外さなかつたため、各議員は所属会派の決定に従って本件除名処分に賛成しただけであり、投票内容は個々の議員が熟慮した結果とはいえない。

(カ) 本件除名処分に係る手続は結論ありきで進められていた上、原告においても準備が不十分であったことからすれば、原告に十分な弁明の機会が与えられたとはいえない。

エ 本市は、おおむね次のとおり主張した。

(ア) 議員に対する懲罰に係る判断は、議会の自律権に基づく裁量権の範囲に属するものというべきであるから、その裁量権の行使としての除名処分が、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を超える、又はその濫用があったものとして、違法であるいうことができる解することができる。

(イ) 原告の一連の言動は、原告が議長として果たすべき役割を怠ったという消極的なものではなく、積極的かつ計画的に中立公正な立場を捨て去り、自らの独善的な意見を押し通したものであった。また、これに反対する議員の発言を封殺・黙殺し、積極的に議員の職責を妨害する行為に及び、言論の府である議会において言論弾圧が行われるという異常事態が発生し、これにより、議会の民主的運営が阻害され、審査が滞り、そのために市民生活が脅かされる事態も発生する危険が高まった。

(ウ) このような原告の一連の言動は、本来、議会制民主主義の擁護者であるべき議長が、議員の職責を妨害し、議会運営を妨げたものであり、地方自治法等において想定されている議会制民主主義を破壊する行為にほかならないものである。

(エ) 原告に対しては十分な弁明の機会が与えられていた。また、懲罰特別委員会におけるそれぞれの会派の意見表明は、賛成又は反対の立場から、原告の一連の言動の評価に当たって考慮すべき諸般の要素が網

羅されており、実質的な討議が行われている。懲罰特別委員会の審査は、定められた方法にのっとって、映像で事実を確認し、判断の基礎となる法令や他都市の実例を押さえた上で、原告の弁明と質疑応答を経て判断に至っており、行うべきことは全て行われている。

(オ) 本件除名処分に係る投票結果は会派と一致しているが、そもそも会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する議員の集団であるから、のこと自体は不自然ではなく、原告の主張は何の根拠もない單なる思い込みにすぎない。

(3) 理由

ア 議員に懲罰事由がある場合に、懲罰処分を行うか否か、懲罰のうちいずれを選択するかについての判断は、自律的判断権を有する議会の合理的な裁量に委ねられるべきであるから、上記裁量権の行使の結果として行われた議会の除名処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超える、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、違法となると解するのが相当である。

イ 原告は、臨時議長の職責を果たすことなく、その権限を長時間にわたって濫用し続けたものといわざるを得ず、地方自治法上の懲罰事由に該当する。

ウ 臨時会の開会から、原告が臨時議長を解任されて、正常な議事進行に戻るまでに約9時間を要し、流会となつた場合には、必要な条例改正ができず、一部の市民が不利益を被るおそれ等もあり、原告の一連の言動の影響は決して軽微なものとはいはず、さらにはこれを断行することを予定していたこともうかがわれる。

エ しかし、原告が臨時議長から解職された後、予定された議事は全て行われ、結果として流会する事態には至らず、市民生活への重大な影響は具体的に生じていない。なお、懲罰特別委員会での質疑等において、原告の一連の言動が放送されて市議会の品位をおとしめた、土下座もパフオーマンスなど、原告の一連の言動そのものの悪質性を示す事情とはい難い点までが考慮されたことも否定できない。

オ 以上から、原告の一連の言動は議員としての身分を喪失させるべき程

度にまで悪質性が高い懲罰事由であるということはできず、除名の懲罰を科すことは重きに失すると評価することとなる。したがって、本件除名処分は、社会通念上著しく相当性を欠き、議会の自律権に基づく裁量権の範囲を超える、又はこれを濫用したものであって、違法であるべきである。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

6 控訴の理由

原告が提起した訴訟のうち、市長が本市を代表する訴えは、議員報酬及び期末手当の支払を求めるものであって、本件除名処分が取り消されることを前提としている。

議会においては、原判決は容認できないことから、原判決のうち、本件除名処分の取消しに係る部分について既に控訴を提起することとされたところである。

以上の点を踏まえると、原判決のうち、議員報酬及び期末手当の支払に係る部分についても控訴を提起することが適当である。

7 控訴審裁判所

札幌高等裁判所

(理 由)

議員除名処分取消等請求事件の判決に対し、議員報酬及び期末手当の支払に係る部分について控訴を提起するため、本案を提出する。